

議長

皆さんどうもおはようございます。定刻より若干早いですけれども皆さんおそろいですので、只今より、本日の会議を開きたいと思えます。只今の出席議員は、12名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定によって、11番安田委員と1番丹野議員を指名します。

日程第2、議案第1号教育委員の任命についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

それでは、議案第1号の教育委員の任命についてご説明を申し上げたいと思えます。平取町教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求めるものでございます。同意を求める者は、住所を沙流郡平取町字貫気別240番地6。氏名を本間稔浩氏でございます。生年月日は、昭和35年3月10日生まれの51歳でございます。次のページをお開き願います。経歴概要でございますが、本間氏は昭和53年の3月に岩見沢農業高等学校を卒業した後、昭和56年の3月に北海道拓殖短期大学を卒業してございます。職歴等については、次のとおり、多くの公職を歴任されておりまして、現在は、平取町教育委員会委員長として活躍されておりまして、人格識見も高く適任者でございますので、引き続き選任同意を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を終了します。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、任命同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第2、議案第1号教育委員の任命については、任命同意することに決定しました。

日程第3、議案第2号平取町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習
課長

議案第2号平取町公民館条例の一部を改正する条例に係ります提案理由並びに条文改正内容についてご説明を申し上げます。本条例の提案理由につきましても、中央公民館における葬儀使用に当たり、その使用料金の減額改定等を行う中で、公民館の利用拡大を図るものであります。それでは、条文改正内容につ

いてご説明いたしますので、議案書5ページの平取町公民館条例新旧対照表をご覧をいただきたいと思っております。表の右側が現行条文、左側が改正条文であります。また、条文に付されております下線部分が改正事項とするものであります。本改正条例におきましては、前段申し上げましたとおり、平取町中央公民館における葬儀に係ります使用料について減額改定を行うものであります。条文改正に係る説明の前に、現在の中央公民館において、葬儀を執り行った場合の使用施設の状況及び料金についてご説明をさせていただきたいと存じます。現在、中央公民館を利用いたしまして、葬儀を執り行う場合においては、大ホールを主会場として、さらにその他の部屋として大会議室の後にあります和室、大会議室の横にあります中会議室及び調理実習室を使用した場合において、1日2万9千円を徴収しております。また、大会議室を主会場とした場合によっては、1日単位の料金徴収ではなく、3時間を基本とした料金体系となっており、現実的に利用がしづらい状況となっております。さらに、施設面においても大ホールにあっては、祭壇設置がステージに限られるなどその利用において敬遠されていたところでもあります。以上のことを踏まえる中で、合わせて町民要望等を十分に参酌をし、料金体系の見直しと施設整備を図る中で、その利用拡大に努めるものであります。それでは、新旧対照表により改正内容についてご説明申し上げます。別表における改正となりますが、第2項において、現行規定では只今も申し上げましたが、大ホールにおいて葬儀を行い、その他使用する部屋として、和室A、和室B、中会議室、調理実習室を含めて、1日につき2万9千円を徴収としておりましたこの使用料について改正後において1日2万1千円とするものであります。あわせて大ホールでの葬儀において、その他使用する部屋等については、これまでの和室A、和室Bと、新たに第3研修室、これは大ホールのステージということになります。これまでこのステージを使用した場合によっては、3時間を基本として、料金を徴収しておりましたが、改正において1日料金に含めた内容となっております。さらに、大会議室及び小会議室、この小会議室については公民館1階、トイレ横となります和室ということでもあります。この大会議室、小会議室についてもこれまで、ステージ同様3時間を基本とする料金徴収としておりましたが、これにつきましても1日料金に含めるものとするものであります。なお、中会議室及び調理実習室については、これまでどおり1日料金に含めるといたします。以上のとおり大ホールを主会場として葬儀を執り行う場合において、その他使用する部屋を、和室A、和室B、第3研修室、大会議室、小会議室、中会議室、調理実習室を含めて、1日の使用料を2万1千円にしようとするものであります。この1日2万1千円の料金設定の考え方といたしましては、現在生活館において、大型生活館といたしまして貫気別、二風谷生活館がございますが、ここでの生活館での葬儀にありましては、1日につき1万7600円を徴収しているところでもあります。この料金を基本とする中で、公民館におけます、施設状況での利便性及び現行料金との比較等を考慮する中で、概ね2割増しとすることでの

2万1千円に設定したところであります。続いて、改正後における第3項であります。葬儀に大会議室を主会場として使用する場合での料金体系であります。前段ご説明いたしましたとおり、これまでににおいては、大会議室で葬儀を行った場合、使用料については、1日料金ではなく、時間単位での徴収としておりましたが、改正においては、1日単位での料金徴収とするものであります。あわせてその他使用する部屋については、和室A、和室B、小会議室、中会議室及び調理実習室といたしまして、その1日料金を1万2千円とするものであります。この料金設定につきましては、現在、町民体育館の柔道場を利用して葬儀を行った場合においては、1日の料金が1万2千円としておりますが、この町民体育館の料金と同額とするものであります。以上のとおり葬儀における使用料について減額改定を行い、公民館における葬儀使用の拡大を図るとともに、町民サービスに努めていくものであります。また、公民館におけます葬儀使用の拡大に当たりまして、後ほどを提案といたしております一般会計補正予算において、施設備品の整備に関して計上しているところでありますので、このことにつきましてもよろしくご理解を賜りたいと思います。なお、大ホールにおける葬儀において祭壇設置については、ステージ及びホール観客席の双方においてできるものとしたしますが、観客席の設置については、ホール北側、山側に面して設置するものとしたしまして、その壁面に対しましては、黒幕を備えることと、設置する際において床面から若干高くするというようなことといたしまして、台をそれぞれ備えていきたいと計画をしております。また、大会議室におけます参列者の収容人員につきましては、イス席で200名程度は可能というふうに考えておりました。また合わせまして和室を利用するとなれば、270から80程度は収容可能というふうに考えております。4ページをご覧いただきたいと思いますが、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。以上、議案第2号平取町公民館条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を願います。

議長 これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。8番櫻井議員。

8番 櫻井議員 今、明確にしていきたいのが、体育館の今までの柔道場も引き続き使用するというのをこの場で私たちは委員会で聞いておりますけど、知らない方も多数おられるかと思えますので、その辺明確にしていきたいと思えます。

議長 生涯学習課長。

生涯学習 課長 只今のご質問でありますけれども、現在、町民体育館の柔道場について使用、葬儀について使用許可してあるということでもありますけれども、今後において、只今ご提案申し上げましたように料金改定等を行う中で、中央公民館の利用拡

大を図っていききたいということで、そのことによって、町民体育館でのその柔道場での葬儀を許可するのかということで、前回総務文教常任委員会等の中においてもご質問等がございました。葬儀使用ということに当たりましては、あくまでも遺族側の選択というようなことで、町民体育館の柔道場において葬儀を行いたいということであれば、それは教育委員会といたしましても許可をしていききたいということで、公民館につきましてもですね、今後やはり公民館の方に多く利用していただきたいということの考え方もありますけれども、あくまでも遺族側の選択というようなことで、葬儀を町民体育館の方でも行いたいということであれば、それはそのように許可をしていききたいというふうに考えてございます。

議長

他、ございますか。なければ、次に討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第3、議案第2号平取町公民館条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第3号平取町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

6ページの、議案第3号平取町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。次ページをご覧ください。7ページですけれども、平取町税条例等の一部を次のように改正しようとするものです。なお、改正内容につきましては、改正条項等が多いことから説明資料により要旨をご説明申し上げますので、16ページをご覧ください。要旨でございますけれども、先ず、提案理由です。現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の整備を行うため、次のとおり平取町税条例等の一部を改正しようとするもので、本議案につきましては、NPO法人に係る寄附金税制及び罰則規定条文の整理などが主な改正内容となっております。はじめに、第1条関係ですけれども、1番目としまして、個人住民税関係でございますけれども、(1)番目寄附金税制の改正ですが、こちらにつきましては、右の方に平成23年1月1日以降の寄附金について適用されるものでございます。①としまして、国税庁の認定を受けていないNPO法人、かたく言えば特定非営利活動法人ということでございますけれども、NPO法人への寄附金であっても、これが住民福祉の増進に寄与するものとして町が条例で新たに指定した場合には、個人住民税の寄附金控除の対象となるものでございます。カッコとして、当該寄附金を受け入れるNPO法人からの申し

出があった場合に、適切と認められたときに指定するものでございます。これにつきましては、従来は国税庁長官の認定を受けたNPO法人のみが補助対象でした。現在、町内では三つのNPO法人が道の認証団体として登録され活動されております。これが、今後の国から示される新認定制度の手引書が寄せられる予定になっており、提示される予定になっておりますので、これに基づき対応させていただく予定になっております。

②番目としまして、寄附金税額控除適用下限額を2千円、改正前は5千円ですけれども、2千円に引き下げすることとするものでございます。それから(2)番目ですけれども、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期限延長でございます。これにつきましては、平成25年度分の個人住民税から適用されます。

①としまして免税対象肥育牛売却頭数が年間1500頭、改正前は2千頭ですけれども、この1500頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったので、その適用期限を平成27年度まで延長することとするものです。当町では、個人が1500頭を超える事例はありません。

(3)番目としまして、その他引用条項の改正となっております。次に、2番目の固定資産税関係、それから3番目の特別土地保有税につきましても、引用条項等の改正となっております。4番目の罰則規定の見直しですけれども、こちらにつきましては、公布の日から起算して2月を経過した日から施行でございます。

(1)番目としまして、次の不申告、不提出等に係る過料について、現行の3万円以下を10万円以下に改めるものでございます。

①番目としまして町民税に係る申告に関する過料、②退職所得申告書の不提出に関する過料、③固定資産に係る不申告に関する過料、④軽自動車税に係る不申告等に関する過料などとなっております。

(2)番目ですけれども、次の納税管理人の不申告に係る過料について、現行の3万円以下を10万以下に改めるものでございます。

①としまして、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料、②固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、③鉱山税の納税管理人に係る不申告に関する過料、④特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料などがございます。

(3)番目としまして、新たに不申告に関する条例を加え、過料を10万円以下とすることとしております。

①番目としまして、たばこ税に係る不申告に関する過料、②鉱山税に係る不申告に関する過料、③特別土地保有税に係る不申告に関する過料などとなっております。

第2条関係ですけれども、1番目の個人住民税関係、(1)個人の住民税に関する経過措置を追加して条文を整理しております。

(2)番目軽減税率の適用期限の延長についてでございますけれども、①としまして、上場株式等に係る配当金所得及び譲渡所得、条約適用配当等に係る配当所得の軽減税率の適用期限を、平成23年12月31日から2年延長し、平成25年12月31日までとすることとさせていただきます。それから、第3条関係でございますけれども、1番目個人住民税関係です。

(1)番目としまして、施行日の延長でございます。

①非課税口座内上場株式等譲渡に係る所得計算の特例の施行日を、平成25年1月1日から2年延長し、平成27年1月

1日とすることでございます。今回の改正の内容につきましては、以上のとおりですのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、議案第3号平取町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第4号平成23年度平取町一般会計補正予算、第5号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり
課長

それでは、ご説明申し上げます。38ページをお開き願いたいと思います。議案第4号、平成23年度平取町一般会計補正予算、第5号につきましてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますけれども、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1415万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を54億1537万9千円とするものでございます。第2項においては、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によることとしてございます。それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、42ページをお開き願います。3款1項1目の社会福祉総務費、13節委託料、39万9千円の追加補正でございます。内容といたしましては、平成23年10月に障害者自立支援法が重度視覚障害者同行、援護等、新たなサービスの追加などを内容といたしまして、一部改正されることに伴い、現在使用しております障害者福祉システムの改修が、国保連合会への請求事務等に必要になったということに伴う、追加補正となっております。次に、4款1項2目予防費。これは、各節の組み替え補正となっております。ここで、若干訂正をお願いしたいと思いますが、13節委託料の説明でございますが、各種検診委託料となっておりますが、これをですね、乳幼児予防接種委託料、ご訂正をお願いしたいと思います。これは、この補正でございますけれども、当初予算計上ではヒブワクチン、小児用肺炎球菌の予防接種につきましては、平取町国保病院へ委託して実施することとしてございますが、医師の確保など病院側の体制が整わないというような事情によりまして、受託できない状況となったことからですね。町が直接医師を確保いたしまして、予防接種を実施するための予算の組み替えとなっております。13節委託料の国保病院への委託料をヒブワクチン280人分、小児用肺炎球

菌320人分の接種委託料、これは601万2千円を減額いたしまして、1節報酬の医師と看護師の50回分の報酬、157万5千円及び11節需用費、消耗品費406万7千円。この内訳といたしましては、ヒブワクチン143万5千円。小児用肺炎球菌ワクチン263万7千円を増額してございます。19節負担金補助及び交付金、37万円の追加でございますが、これは町外での病院で予防接種を受けた対象者に係る経費相当額の償還金となっておりまして、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンそれぞれ10人分というような積算となっておりまして、次のページをお開き下さい。4款1項4目環境衛生費は、これも予算の組み替えとなっております。これは、エゾシカなどの野生鳥獣によりまして、農林業及び地域住民の生活環境被害を軽減するために、関係者が相互に協力いたしまして、総合的な被害防止対策を的確かつ効果的に実施することを目的といたしまして、平取町、農協、改良普及センター、農業委員会、森林組合、猟友会沙流川支部などで構成する、平取町鳥獣被害防止対策協議会が設立されたということになりまして、この今後ですねこの協議会が主体となりまして、事業実施することによる予算の組み替えとなっております。駆除対策事務に係る職員の普通旅費9万円及び消耗品1万円を減額いたしまして、新たに設立された協議会の平取町分の補助といたしまして、10万円を追加するものでございます。当該協議会の事業計画といたしましては、猟友会によるエゾシカ全町一斉駆除、キツネ等の有害駆除、アライグマの防除などを実施することとしてございます。協議会運営費の予算に約200万円に対しまして、平取町が10万円を補助する内容となっております。次に、5款1項2目農業振興費、19節負担金補助及び交付金80万円の追加でございます。これは、平取トマト及び関連商品のPRと、消費低迷へ価格の下落しております肉牛につきまして、びらとり和牛の安心、安全をアピールしまして、あわせて平取町を知っていただくために平取町にゆかりのある方に参加いただき、平取の味を堪能してもらいたいといたしまして、平取町地域資源活用再生協議会が、札幌グランドホテルで実施する平取トマト和牛フェアの開催に対し、補助するための追加補正となっております。この総事業費といたしましては、290万となっております。この内80万円を平取町が補助するものとなっております。次のページでございますが、6款1項2目商工振興費、19節負担金補助及び交付金470万円の追加でございます。これは本年3月の東日本大震災の発生によりまして、日本全国に広がった自粛ムード等の影響で、平取町におきましても、消費の低迷が続いている現状から、町民への生活支援及び町内消費の拡大を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的といたしまして、平取町商工会が実施するプレミアムつき地域商品券の発行事業に対し補助する内容となっております。発行総額は、2400万円。1万2000円1組を2000組発行します。1組12枚で1万2000円相当を1万円で購入するものとしてございまして、これによるプレミアム分400万円と商品券印刷代等の事務費70万円を補助することとしてございます。次

に、9款2項小学校費1目の学校管理費、13節の委託料、26万1千円の追加でございます。これは、荷負、貫気別方面のスクールバス運行委託料の当初の運行上で積算されておりません中学校での、休日、夏休み等の期間中の部活動に伴う、運行回数の増加及び旭、貫気別方面バスの運行委託料、これは、旭方面のスクールバスの増便ということで、旭方面から通学する平高生の確保を含めまして、回数を増やすといった内容になってございます。双方合わせて89万円を増加する増額する内容となっておりますが、当初と輸送業務の委託料として、各業者と見積もり合わせなどで生じた予算残額がございまして、これが62万6千円ございますので、これを充当した後の不足額26万1千円を今回補正することとしてございます。次のページをお開き下さい。9款2項小学校費、3目学校建設費、15節工事請負費660万円の追加でございます。内容は、貫気別小学校校舎外部塗装工事に係る工事費となっております。貫気別小学校の外壁塗装を屋根防水加工、体育館壁の改修、体育館の屋根塗装につきましては、平成22年度国の補正に伴いますきめ細かな交付金事業といたしまして、予算計上してございまして、本年度に繰り越して実施することとしてございましたが、本設計段階で屋根防水加工の既存施設撤去費用等が予想を上回りまして、現状の予算では校舎の塗装に未実施の箇所が生じるとなったため、当初予算どおりの内容で事業完了するため追加させていただくものとなっております。最後に9款4項2目公民館費、18節備品購入費、139万円の追加でございます。内容は、先ほど生涯学習課長の説明にもございましたけれども、本町地区での葬儀使用に対応する中央公民館での施設整備に係るものとなっております。兼ねてより体育館柔道場を葬儀会場として使用する使用することでの、練習などへの影響及びイスを使用できないことに伴う参列者、特に高齢者への配慮をいたしまして、公民館の使用をお願いしてきた経緯があったこと、それから、より利用しやすい施設整備をとの住民要望などにも対応するため、使用料等の改定を含めまして、葬儀用の備品の充実を図り利用の拡大を図ることとしてございます。それに伴う追加補正となっております。金額の内訳といたしましては、放送設備57万円。祭壇のバックカーテンが58万4千円。それから祭壇用の台がございまして、これが23万6千円となっております。以上、歳出を説明いたしました。次に、歳入をご説明いたしますので、41ページをお開き願います。10款1項1目の1節地方交付税、普通交付税でございますが、114万1千円の追加でございます。また、下段の19款1項1目1節の繰越金、1260万9千円の追加としてございまして、今回補正をさせていただく1415万円の一般財源として、充当を予定しているところでございます。以上、一般会計補正予算第5号につきまして、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。
(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第4号平成23年度平取町一般会計補正予算、第5号は原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第5号平成23年度平取町介護保険特別会計補正予算、第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは、議案書47ページをお開きいただきたいと思います。議案第5号平成23年度平取町介護保険特別会計補正予算、第1号につきましてご説明、ご提案を申し上げたいと思います。第1条におきまして歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出それぞれに474万円を追加し、それぞれの額を3億7034万円としようとするものでございます。それでは、歳出からご説明申し上げますので、51ページをお開きいただきたいと思います。3歳出、6款1項2目償還金、23節償還金利子及び割引料、金額につきましては、474万4千円を補正しようとするものでございます。この提案内容でございますけれども、平成22年度の介護給付費関係、地域支援事業関係費のそれぞれの決算によって、清算されましたので、その交付額が確定になりました、その金額等を報告済み額との差額に返還金が生じたので、償還金に予算補正をしようとするものでございます。それぞれ、そこに書かれていますように、介護給付費関係につきましては、それぞれの一定の案分によりまして、国、道を支払基金、地域支援事業費につきましては、国、支払基金ということで、それぞれ交付済額の中で、差額がでましたので償還金として整理をしようとする内容でございますか、前ページを見ていただきたいと思います。2歳入、8款1項1目繰越金、1節繰越金474万でございますけれども、この交付済額との清算の償還金につきましては、前年度繰越金に求めているということでございますので、よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を終了します。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第5号平成23年度平取町介護保険特別会計補正予算、第1号は原案のとおり可決しました。

日程第7、報告第1号平成22年度財政健全化判断比率及び資金不足比率報告及び平成21年度財政健全化判断比率の一部修正についての説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

報告第1号、平成22年度を財政健全化判断比率及び資金不足比率及び平成21年度を財政健全化判断比率の一部修正についてご説明申し上げます。本報告に関しましては、本日お配りをさせていただいております、平取町の健全化判断比率という資料がお手元にいつていると思っておりますけれども、これによりましてですね、主にご説明をさせていただきたいと思っております。まず、この資料にありますとおり、健全化判断比率とは何かということを若干説明させていただきます。平成19年に施行されました、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告をするものでございまして、法の規定では地方公共団体の財政の健全化比率というのを公表することを設けまして、それに応じまして、地方公共団体等が、財政の早期健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに当該計画の実施の促進を図るための、行財政上の措置を講ずることによって、地方公共団体の健全化に財政の健全化に資することを目的としてございます。指標といたしましては、議案の53ページに記載されております。四つの指標がございます。この資料の左側の下にもございますけれども、指標といたしましては、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、実質公債費比率、それから将来負担比率の四指標を指してございます。この数値の大きいほど財政状況は悪いとされておりまして、各指標が基準を超えた場合には、財政の早期健全化を図ることを目的としております。前年度の健全化判断比率、資金不足比率とその積算の基礎となる事項を記載した書類を監査委員に提示するとともに、監査委員からの審査意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないとされてございます。意見書は、既に交付されているところでございます。新しい健全化比率の導入ということでございますが、この資料にあるとおり、これまでの指標及び開示の制度に課題があるとされておりまして、今後の課題といたしましては、自治体の財政情報の開示が不十分であると、それから財政の早期健全化をしなければならない状態を発見することができなかった、それから将来にわたる負担が把握できないなどが挙げられておりまして、この図のとおり、4つの健全化判断比率が悪化し、この箱の真ん中にありますが、早期健全化基準以上になればですね、自主的な改善努力が義務付けられるイエローカード状態となつてございまして、さらに悪化が進みますと財政再生基準を超えるような悪化になればですね、国等の関与で財政の確実な再生を図らなければならないレッドカード状態というような状態になつてございます。それでは、各指標について説明いたします。まず、最初右側の上の方でございまして、実質赤字比率でございます。これは、平取町0%ということございまして、赤字

比率等をですね、正式には黒字であっても、翌年度収入をその年度に繰上げてた、いわゆる繰上げ充用とか歳入不足のための支払いなどをですね、翌年度に繰り延べるなど、実質的には赤字の状態を実質赤字と言いまして、この数字がですね、一般会計の標準財政規模に対してどのくらいの割合になってるかというのを示すのが、実質赤字比率でございまして、これの早期健全化基準がイエローカードですね、この15%となっていてございます。カードは、20%となっていてございますが、22年度決算におきましては、平取町は赤字を発生しておりませんので、比率はゼロとなっていてございまして、健全段階にあるということが言えると思います。次に、その下の平取町の連結実質赤字比率でございまして、この比率はですね、今、申し上げました、一般会計の実質的な赤字状態、さらに国民健康保険会計、それから簡易水道会計など、平取町のすべての会計を合計した結果ですね、実質赤字が生じている状況が連結赤字実質赤字と申しまして、これが標準財政規模に対する割合ということになってございまして、平取町の22年度の決算におきましては、病院会計は赤字となっていてございまして、他の公会計との合計が黒字となるために、比率は0%ということになりまして、比率の上では健全段階となっていてございまして、次に、実質公債費比率、裏面でございまして、平取町は、22年度で14.7%となっていてございまして、これは、公共事業を行う時に起債した地方債の償還金を公債費と言いますけれども、実質公債費とは、一般会計における地方債のみならず、簡易水道会計などの特別会計が起債した地方債に対する一般会計の負担分、繰出金という形で出ますけれども、それを含めた自主的な町債の償還費のことを指します。この実質公債費が財政規模に対してどのくらいの割合になってるかというのが、実質公債費比率ということにございまして、過去3年間の平均により算出するものとなっていてございまして、この中ほどの囲みが算出基礎でございまして、算出式でございまして元利償還金とか、一部事務組合等の公債費を足しまして、公債充当の特定財源、それから交付税算入の公債費等引いたものを分子といたしまして、標準財政規模から、算入公債費を引いたものを割ると、分母といたしまして計算をするということになってございまして、これが単年度で22年度は、11.1%という数字になってございまして、この下の囲みにあるとおり、3カ年平均ということですね、20年度が19.1%、21年度が14.2%、22年度は11.1%ということで、3カ年平均で14.7%ということにございまして、イエローカードの基準が25%でございまして、これも健全段階にあるということが言えるかと思えます。平取町では、平成18年から公債費適正化計画を立てる中でですね、その数値の改善に取り組んでまいりましたけれども、この計画では22年度18%台にする計画となっておりますけれども、既に21年度で17.8%、今年が14.7%となっていてございまして、数値的には改善の傾向にあるということにございまして、次に、4番の将来負担比率、3.4%となっていてございまして、これは将来負担率と言いますのは、将来負担といたしましてはですね、一般会計が起債して今後償還すべき地方債の残高、それから特別

会計等で起債した地方債の残高、これは繰入金ということで負担しますが、それから債務負担行為の支出見込み、それから町の職員の退職金の支給見込み、それから一部事務組合の地方債の償還分、これらが将来負担としてあげられます。このような将来負担があるということは逆にですね、将来負担に備えた時に基金でございますが、それから将来負担に対する財源として見込める歳入もでございますので、これらの将来負担が財政規模に対してどのぐらいの割合なっているかを示すのが、将来負担比率となつてございまして、この中段の算式で算出したものがですね、3.4%という状況になつて、イエローカードの基準といたしましては、350%ですので、健全な段階にあるということが言えようかと思ひます。ここで53ページに戻つていただきまして、下の方の2のですね、平成21年度の財政の健全化に関する法律に係る健全化、ここもちょっと修正をお願いしますが、健全化の全化が抜けておりまして健全化判断比率の一部修正についてということで修正をお願いいたします。これを先に説明させていただきたいと思ひますが、昨年21年9月議会で報告させていただいておりました、将来負担比率の数値0.2%につきまして、今回22年度の各比率を算定する段階でございますね、誤りが見つかつてございまして、誤りの内容といたしましては、計算の基礎となる基準財政需要額算入公債費の見込み額をですね、起債台帳とかの転記誤りという単純なもので、今回修正をさせていただくということになりました。この件に関しましては、大変ご迷惑をお掛けしたということをお知らせ申し上げます。この結果、昨年21年度決算の将来負担比率につきましては0.2%ではなく、19.5%と修正になりますので、ご容赦お願い申し上げます。先ほど説明したとおりですね、平成22年度決算での将来負担比率は3.4%ということございまして、修正後の昨年度の数値が19.5%でございますので、16.1%減少する結果となつてございまして、これは地方債残高が大幅に減つたということが主な要因となっております。健全化判断比率の説明としては、以上でございます。続いて、資金不足比率についてご説明申し上げます。これは公営企業を営する地方自治体は、企業会計ごとに資金の不足額の事業規模に対する比率、資金不足比率を毎年度公表しなければならないとされてございまして、この比率が経営健全化基準20%以上となつた場合は、経営健全化計画を定めなければならないとしてございます。平取町で該当するのは、公営企業法の適用となる国保病院の特別会計、それから非適用の簡易水道特別会計となつてございます。それで、病院会計での資金不足比率でございますが、流動資産から流動負債を差し引いた額不足額で、6006万5千円でございますが、これが医業収益5億2270万9千円に占める比率となつてございまして、これが11.4%となつてございます。21年度は14.3%でございますので、2.9%減少しているのでございます。非適用の簡易水道会計につきましては、資金不足を生じていない状況でございますので、数値が出てこないという内容になつてございます。以上、ご説明申し上げます。以上、ご説明申し上げます。

議長 質疑を行います。藤澤議員。

2番
藤澤議員 只今、詳しいご説明をいただいたので、ほぼ質問なしかなと私自身思ったんですか、時間もございますので、ちょっとお聞きしたいと思います。本来であれば、この内容については一般質問なり、時間を割いてということが筋だと思えますが、お許しを願いたいと思います。先ずですね、この将来負担率について大きく0.2が間違ってたとはいえ、60或いは30台、40台、そして今回の19.5ですか、どんどん下がっているということは、先ほどの説明によるふれあいセンターの償還が終わった時にぐんと減ったと、これについては、いわゆるその地方交付税の増減に、この21年の数字は、地方交付税関係の増減によつての数字の入れ替わりはなかったんでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづく
り課長 はい、お答え申し上げます。この算式ですね、分母でございますが、これが標準財政規模ということになっておりまして、これが37億約56万ということで、これは主に普通交付税がですね、加算されるといった数値になってございまして、普通交付税が、非常に伸びているというような状況もありまして、分母が大きくなることで、先ほどご質問にもありました、起債の償還も減つてると分子が小さくなっているということで、より指標としてはですね、より良い数値が出たというふうに考えてございます。

議長 藤澤議員。

2番
藤澤議員 はい、藤沢です。そうすると私は、この数字について若干、普段から気にはしていたもんですから、伺いますが、350の数値がイエローになる手前だと、上限と言いますか、仮に夕張は当時1000、4、500でしたが、そういう状態で産炭地が1番その数値が大きいということでございますが、例えばそうするとこの将来負担率を軸として聞いてるんですが、経常収支比率、そして公債費比率についてもどのような数値の移行になつてるか簡単で結構です、ダブって申しわけありませんが、もう一度お願いいたします。

議長 まちづくり課長。

まちづく
り課長 お答え申し上げます。今、ご質問のありました財政の健全化を示す指標といたしまして、経常収支比率、公債費比率も非常に重要な指標となつてございます。これは、21年度の決算との比較ということで、今回お知らせをさせていただきませんが、公債費比率につきましては、平成21年度15.7%、平成22年

度決算では13.6%となっておりまして、これも実質公債比率に準じて改善、良好な方向に向かっていくという内容になっております。経常収支比率につきましては、一般財源、経常的な一般財源に占める経常的な支出の割合ということになりますけれども、平成21年度におきましては、これは臨時財政対策債を除いた分で計算しておりますけれども、21年度は94.2%、22年度は89.9%ということで、こちらもかなりの改善の方向にあるというような数値になってございます。

議長

藤澤議員。

2番
藤澤議員

後で、改めて勉強をしておして、今、課長のまちづくりのデスクにお邪魔して、聞くのも方法かなと思っておりますけれども、なぜ今の状況聞いたかと申しますと、後で町長の総則的に、それで未来像を伺いたいと思うんですか。指導と判断というか、我々かもしれませんが、一般的にはそれぞれの数値が平均して移動するのが健全の或いはその反対もありますけれども、連動していくのかなと思うんですが、将来負担率がおもいきり下がって経常収支、或いは公債費比率がじわりという事についてのことについては、個人的にはまた勉強したいと思っておりますが、それはそれとしましてですね、町長に伺いますが、孫、子につなぐ借金が余らないんだと、ゼロに近いんだという状況をですね、管内的に見てもこの10%、20%の数字が、ほかの町村では60、90、100、150なんですね。日胆地区を見ても152くらい、そういうことで私ども平取町については、一ついい材料があるのかなと、状況の中でこの財政出動、この数値を軸にしてお答えをいただきたいんですが、例えば、温泉の改築、これはおそらく8億もいくのかなと、超えるかなというふうな数字になると思うんですが、或いは先ほど出ていた商工会の一般町民に対する還元という事で、プレミアム券諸々のことがあるんですが、もし許されるのであれば、他町村も連結決算を求められて以来、乾いたタオルを絞ってさらに働けよという状態でございますので、全てを含めた上でこの思い切った財政出動をしても平取町まだ耐え得るのかなと、そんなような他町の数値を見ると、そんな感じをするわけなんですけど、これで質問を終わりにしますけれども、町長の今も含めた形の中でご答弁をいただきたいと。川上町長。

町長

それでは、私の方からお答え申し上げたいと思いますが、皆さんもご存知のとおり、17年の9月にどの町とも合併せずに自立していくというようなことでですね、本当に先ほど藤澤議員が申されたようにですね、乾いたタオルを絞るくらい相当の財政の健全化に向けて、また自立に向けてですね、努力をして今日にあるというふうに考えておりますし、そういった意味でですね、非常に持続可能なそういった財政の健全化に進んでいるというふうに考えてございます。しかしながらですね、現状の平取町の状況を見ますとですね、やはり過疎

化が一層進んでいるという状況の中で、特に農業については、基盤がしっかりしておりますけれども、それだけでは、やはり過疎を止めることはできない、そういった中ではですね、ある程度必要なことについては、積極的な行政を進めていかなければですね、町を支える若者がどんどん街に行くというようなことをごさいますして、そういった意味で健全化にも十分留意しながらですね、これからは、次の例えば、温泉の関係についてもですね、約7億円くらいのごさいますけれども、補助金、或いは町の裏財源については過疎債等々ですね、差し引きますと最終的には、2億2、3千万のぐらいで何とか持ち出しをできるだけ少なくする中でですね。やはり、町の活性化のためにですね、大いに都会から交流人口の拡大を図りながらですね、そしてお金を落としていただきながら、雇用の場を生むような形をとっていきたいというふうに考えておりますし、いずれにしても後期5カ年の財政の健全化のシミュレーションでいきますと、基金は、10億程度、或いは公債費、起債の借金についてはですね、30億程度ということでございましてけれども、そういった事を十分加味しながらですね、やはり積極的な形で行政を進めていかなければですね、町は衰退の一途になりますので、財政の健全化、それと合わせながらですね、積極的な行政をかみ合わせながらですね、これからの町づくりを進めてまいりたいというふうに考えてございまして、ご理解を願いたいと思います。

議長

他、ございせんか。質疑を終了します。以上で、日程第7、報告第1号平成22年度財政健全化判断比率及び資金不足比率報告及び平成21年度財政健全化判断比率の一部修正についての報告を終わります。

日程第8、認定第1号平成22年度平取町国民健康保険特別会計決算認定について、

日程第9、認定第2号平成22年度平取各会計決算認定についてを一括議題とします。監査委員からの意見書並びに決算書は、お手元に配布したとおりであります。お諮りします。平成22年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定及び平成22年度平取町各会計決算認定については、議会運営基準111、先例1により正副議長を含め7名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ございせんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、認定第1号及び認定第2号については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。特別委員会の人選につきましては、選考委員会の選考を省略し直ちに指名推薦することにご異議ございせんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、特別委員会委員の選任については、選考委員会の選考を省略し議長が指名推薦することに決定しました。それでは、指名します。決算審査特別委員会委員には、丹野議員、貝澤議員、平村議員、四戸議員、

櫻井議員の5名。そして正副議長を加えた7名を決算審査特別委員会委員に指名します。以上のおり指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、決算審査特別委員会の委員は議長が指名したとおり決定いたしました。また、この決算審査を行うため本会議は、地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、平取町議会は地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議しました。休憩します。決算審査特別委員会の開催を求めます。

(休憩 午前10時35分)

(再開 午前10時45分)

議長

再開いたします。休憩中に開催された特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果について報告いたします。決算審査特別委員会委員長には、櫻井議員。副委員長には、平村議員。以上のおり互選された旨報告がありました。よろしく願いいたします。

日程第10、意見書案第5号地方財政の充実強化を求める意見書案の提出について、

日程第11、意見書案第6号義務教育費国庫負担制度堅持と負担率2分の1復元など2012年度国家予算編成における教育予算の確保、拡充を求める意見書案の提出について、

日程第12、意見書案第7号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書案の提出について、

以上、3件を一括して議題とします。提出議員からの説明を求めます。初めに、意見書案第5号地方財政の充実強化を求める意見書案の提出について、櫻井議員。

8番
櫻井議員

趣旨説明に代えまして朗読をさせていただきたいと思います。
(意見書案朗読)

議長

次に、意見書案第6号義務教育費国庫負担制度堅持と負担率2分の1復元など、2012年度国家予算編成における教育予算の確保拡充を求める意見書案の提出について。櫻井議員。

8番
櫻井議員

同じく趣旨説明に代えて朗読をさせていただきます。
(意見書案朗読)

議長 次に、意見書案第7号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書案の提出について。千葉議員。

10番
千葉議員 それでは、同じく趣旨説明を省略いたしまして、意見書案を読み上げたいと思います。(意見書案朗読)

議長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。
(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。
(討論なしの声)
討論なしと認めます。それでは、採決を行います。日程第10、意見書案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手多数です。従って、日程第10、意見書案第5号について原案のとおり可決しました。
日程第11、意見書案第6号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手多数です。従って、日程第11、意見書案第6号について原案のとおり可決しました。
日程第12、意見書案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手多数です。従って、日程第12、意見書案第7号について原案のとおり可決しました。
お諮りします。議案第6号平成23年度平取町一般会計補正予算、第6号を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認めます。従って、議案第6号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。
追加日程第1、平成23年度一般会計補正予算、第6号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長 議案第6号平成23年度平取町一般会計補正予算、第6号につきましてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、945万6千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の

総額を54億2483万5千円とするものでございます。第2項におきましては、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によることとしております。それでは、事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、58ページをお開き願いたいと思います。3款1項1目社会福祉総務費、945万6千円の追加となっております。これは、ふるさと雇用再生特別対策推進事業といたしまして、北海道が雇用対策として21年度から事業を行っているものでございまして、制度といたしましては23年度、今年度で終了する事業となっておりますが、この度、本制度の原資となる基金が1億円程度残る状況となったことから、本来は3カ年の継続事業として採択される基本でございまして、単年度事業との条件によりまして、新規事業の募集をしていたというような状況でございまして、平取町といたしましても雇用対策事業の拡大という観点から申請をしております。今回事業の採択が内定したことによる補正となっております。採択された事業の内容といたしましては、アイヌ文化連携による体験交流産業、実施創造事業と称しまして、アイヌ伝統文化の体験、それから観光農園等の体験交流産業の推進に不可欠な農林漁業者や企業の協力者を把握しまして、ネットワーク化を図り、その推進体制を構築するための事業としてでございます。具体的、より具体的内容といたしましては体験交流産業、観光農園等の実地調査、これはトマト栽培農家の協力調査などでございます。それと体験交流産業推進体制の構築、これは本事業に係る協力者の把握、それからネットワークの形成、それと観光農園運営等のマニュアル等の作成といった内容になってございます。13節の委託料935万6千円の追加は、今申しました事業を進めるための専門業者への委託料となっております。雇用対策事業でありますので、この事業費のうち、人件費が701万3千円このうち失業者分が472万1千円となっております。人数で申しますと、5名の雇用、うち失業者が3名の雇用を創出するとしてございます。雇用期間は、約6カ月となっております。9節旅費、5万円、11節の消耗品費、5万円は、当該事業に係る事務費となっております。次に、歳入でございまして、57ページ。まず下の方でございまして、15款道支出金、2の道補助金、民生費道補助金、社会福祉費補助金のふるさと雇用再生特別推進事業補助金ということでございまして、この委託料に係る935万6千円を100%の充当率で、本補助金が充当されることになってございます。事務費の10万円につきましては、一般財源として普通交付税を充当することとしてございます。以上、一般会計補正予算、第6号につきましてご説明申し上げますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第1、議案第6号平成23年度平取町一般会計補正予算、第6号は原案のとおり可決しました。休憩します。

(休憩 午前11時 3分)

(再開 午前11時 6分)

議長

再開します。お諮りします。承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第1号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2、承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において、所管事務調査等について閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書は、お手元に配布したとおりです。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案6件で、原案可決5件、同意1件。認定2件で、委員会付託2件。報告4件で、決定3件、報告1件。請願1件で、委員会付託1件。陳情3件で、委員会付託3件。意見書案3件で、原案可決3件。承認1件で、決定1件となっております。これで本日の日程は、全て終了いたしました。会議を閉じます。平成23年第8回平取町議会定例会を閉会します。

(閉会 午前11時10分)